

# 大阪市立諏訪小学校「学校いじめ防止基本方針」

R 7. 4

## I いじめ防止等のための対策に関する基本的な考え方

### 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童との何らかの人的関係をさす。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどをさす。

(留意点と具体例)

いじめには多様な態様があり、いじめられていても、本人がそれを否定する場合も多々ある。いじめに該当するか否かを判断するに当たっては、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

具体的ないじめの態様として、以下のようなものが考えられる。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 2 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な悪影響を与えるだけでなく、生命や身体に危険を生じさせる恐れがある。

本校では、児童が加害者にならないようにすることだけでなく、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為を含め、「いじめは絶対に許されない」との強い姿勢のもといじめの防止等のための対策を行う。

## II いじめ防止の施策

### 1 いじめの未然防止

- (1) 差別的発言や児童を傷つける発言等の不適切な発言や、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したりすることがないよう、本校教職員としての自覚を持ち責任ある行動をとる。
- (2) いじめを生み出さないために、児童が目的を持った学校生活を送り、学級集団や自主活動の集団の信頼と協調に基づく人間関係の中で、規律を守る力やコミュニケーション力を育んでいくための取り組みを、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などの機会を通じて、総合的に推進していく。
- ①わかる授業によって、児童一人一人の自尊感情に自己有用感を高められるようにする。
- ②児童の自発的な活動を積極的に支援する。
- ③人権教育年間指導計画や道徳教育年間指導計画に基づき、全ての学級でいじめ等に関する指導を行う。

### 2 いじめの早期発見

未然防止の取組みを充実させても、現実にはいじめを根絶させる事は非常に困難なであるため、いじめを早期に発見することが、事態を深刻化させる前にその芽を摘むという点から特に重要である。

そこで、教職員一人一人が、いじめは他人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、他人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識するとともに、子どもの小さな変化に気付く力を高め、小さな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持つように心がけるようとする。

さらに、各学期にいじめのアンケート調査を実施し、絶えず実態把握に努めるとともに、児童・保護者・教職員が抵抗なく相談できる体制を整備する。

### 3 いじめ発生した際の対処

#### (1) 事実関係を確認し被害者のケアと安全確保を行う

- ①いじめ（あるいはいじめの可能性）が確認された場合、いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全確保を最優先に行う。児童・保護者へは、学校として徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安感を取り除く。
- ②いじめの発見・通報を受けた場合は特定の教職員で抱え込みず、組織的に対応し、速やかに事実の有無を確認する。
- ③いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
- ④事実確認の結果により、大阪市教育委員会や警察、福祉機関等との連携も含めた対応方針を決定し、組織として対応する。

- (2) いじめ行為には厳重な処分を行うとともに粘り強い指導を行う
- ①いじめた児童に対して、いじめは絶対に許されない行為であることを毅然とした姿勢で示し、自分の行為についてしっかりと振り返り、反省できるよう、学校の教職員組織全体での継続的で粘り強い説諭や、当事者の児童との話し合いなどを行う。
  - ②いじめた児童の保護者へは、いじめの事実を納得の上、以後の対応についての協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
  - ③ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる、児童の生命、身体に重大な被害の被害が生じる恐れがあるときは、速やかに警察や福祉機関との連携を図る。
- (3) 集団全体の課題としてとらえる
- ①はやしたてたり、おもしろがったりして見ている「観衆」や見て見ぬふりをしていた「傍観者」であっても、いじめを受けている児童にとっては孤独感や孤立感を強める存在であること理解させ、当事者だけの問題ではなく、いじめが起こった集団一人一人の課題であることを認識させていく。

#### 4 いじめ防止の組織

##### (1) 名称及び組織構成等

(名称)
・大阪市立諏訪小学校 いじめ防止委員会
(構成員)
・学校基本方針の策定・周知…全教職員
・日常的な業務…教頭・教務主任・生活指導部長・人権教育部長・保健主事・養護教諭
・緊急会議…校長・教頭・教務主任・生活指導部長・人権教育部長・保健主事・養護教諭・特別支援教育コーディネーター・学年主任・学年担任・その他必要に応じて教職員を招集
(役割)
・学校基本方針に基づく取り組みの実施、年間計画の作成、実行、検証、修正など
・いじめの相談、相談窓口
・いじめに関する情報の収集、記録、共有化
・緊急会議の開催、事実関係の聴取、保護者対応

#### 5 重大事態への対処

生命、心身又は財産に関わる重大な被害が生じた疑いがある場合

- (例)・児童生徒が自殺を企図した場合・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合
- や、いじめにより相当の期間（年間30日を目安）学校を欠席する事を余儀なくされ

ている疑いがある場合は、以下の対応を行う。

- (1)重大事態が発生した場合は、次の通り速やかに連絡報告を行う。  
発見者⇒担任⇒学年主任⇒生活指導部長・教務主任⇒教頭⇒校長  
校長は直ちに大阪市教育委員会に報告する。
- (2)教育委員会と協議の上、当該事案に対処するため、学校いじめ対策組織を招集する。(緊急会議)
- (3)上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- (4)心身に重大な被害を受けたと想定される場合は、スクールカウンセラーや子ども相談センター等と連携を取り、児童の心のケアに努める。
- (5)調査結果を教育委員会報告する。
- (6)調査結果を踏まえ、教育委員会の指導のもと、問題の解決に向けて必要な措置を講ずる。

## 6 公表、点検、評価について

- (1)学校基本計画が機能しているか、定期的に点検・評価を行う。  
そのために、
  - ①学校だより・ホームページ等の手段を通じ、本校の「学校いじめ防止基本方針」の公表に努める。
  - ②いじめに関する調査・分析を行い、実態に基づいた対応を実施する。
  - ③いじめ問題への取り組みを、児童・保護者・教職員で評価し、評価結果をもとに改善に取り組む。
  - ④いじめ問題への教職員に対する研修を計画的に行う。